

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">青森県林業・木材産業改善資金貸付規則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和七年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内」とあるのは「十五年以内(第一号及び第三号から第五号までに掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、)」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第一号、第四号、第六号及び第九号」とあるのは「前項第一号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第六号及び第九号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">青森県林業・木材産業改善資金貸付規則</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第百三十二号)第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和六年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内」とあるのは「十五年以内(第一号及び第三号から第五号までに掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、)」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第一号、第四号、第六号及び第九号」とあるのは「前項第一号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第六号及び第九号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。</p> <p>3 (略)</p>